

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年8月7日提出
【計算期間】	野村インド債券ファンド（毎月分配型） 第17特定期間 野村インド債券ファンド（年2回決算型） 第7期 （自 2019年11月14日至 2020年5月13日）
【ファンド名】	野村インド債券ファンド（毎月分配型） 野村インド債券ファンド（年2回決算型）
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

◆インドルピー建ての公社債等への投資効果を追求する投資信託証券[※]を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

※インドルピー建ての公社債等を実質的な主要投資対象とする投資信託証券のほか、米ドル建ての公社債等を実質的な主要投資対象とし、為替予約取引等を活用してインドルピーへの投資効果を追求する投資信託証券を含みます。

■信託金の限度額■

信託金限度額は、各ファンドにつき4,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村インド債券ファンド（毎月分配型））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
		アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

（野村インド債券ファンド（年2回決算型））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	その他 ()	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があ

るものをいう。

- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

〔特殊型〕

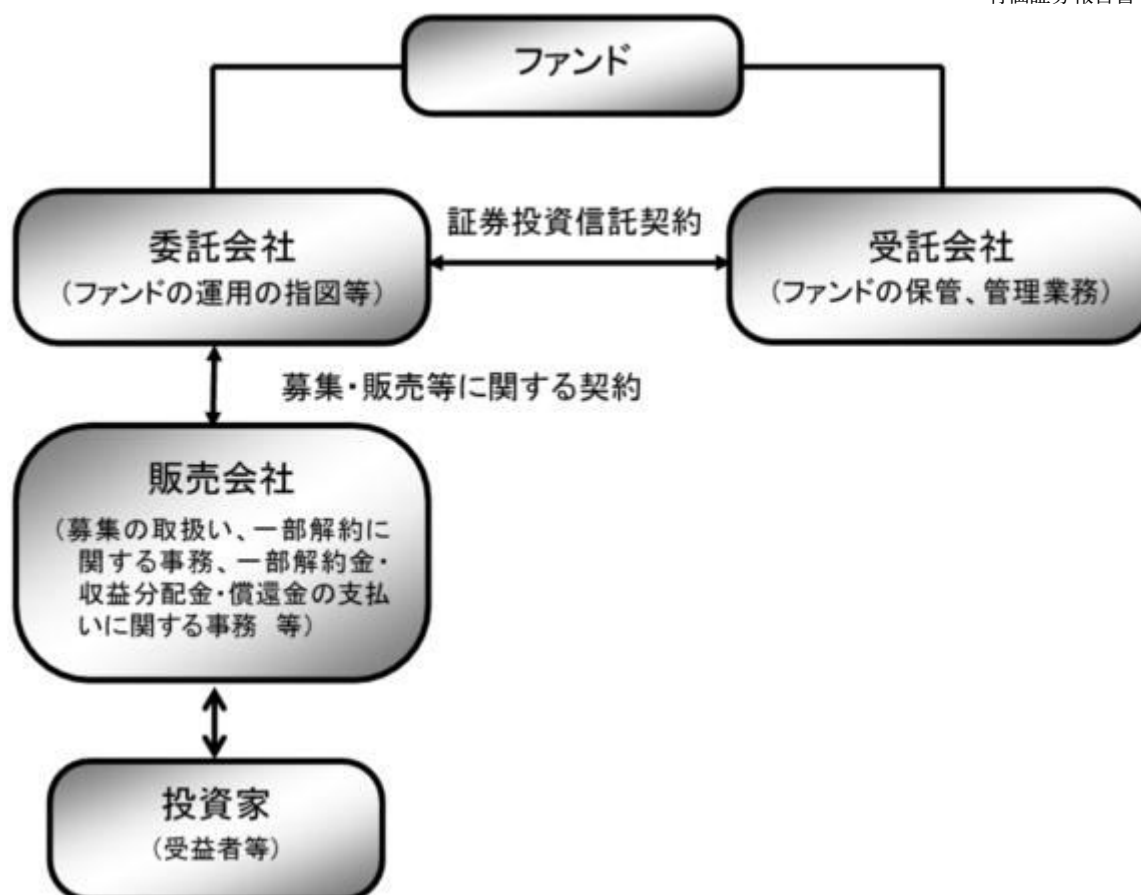
- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2011年11月30日「毎月分配型」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

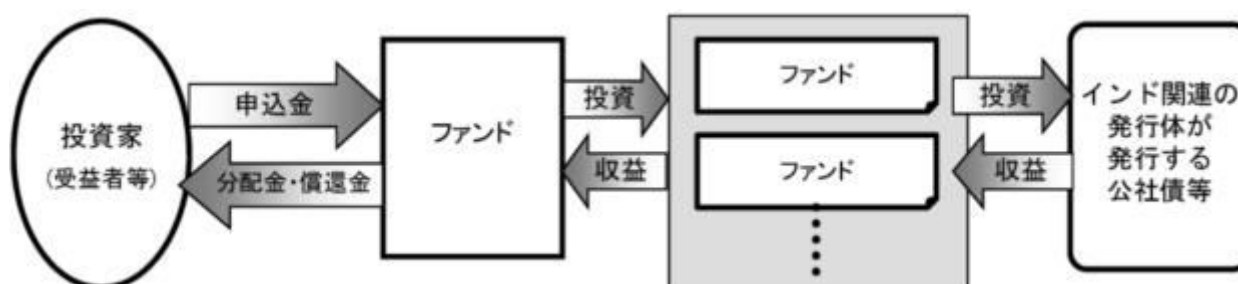
2016年12月5日「年2回決算型」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



■ファンド・オブ・ファンズ方式について■

ファンドは複数の投資信託（ファンド）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



ファンド	野村インド債券ファンド（毎月分配型） 野村インド債券ファンド（年2回決算型）
委託会社（委託者）	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社（受託者）	野村信託銀行株式会社

■委託会社の概況(2020年6月末現在)■

- ・名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額
17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

◆インド関連の発行体[※]が発行する公社債等を実質的な投資対象とする投資信託証券を複数選定し、投資を行いません。

※インド関連の発行体とは、インド政府、インドの企業、およびその子会社や関連会社、金融子会社等、ならびに、事業を通じてインドと関連があると投資対象とする投資信託証券の運用会社が判断する発行体（アジア開発銀行、国際復興開発銀行等の国際機関を含みます。）のことを指します。

◆投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

◆投資信託証券への投資にあたっては、以下に示す投資信託証券の一部もしくは全てに投資を行なうことを基本とします。投資する投資信託証券は、投資対象市場の動向等を勘案して適宜見直しを行いません。この際、既投資の投資信託証券が投資対象から外れたり、新たな投資信託証券を投資対象に追加する場合があります。

投資対象とする投資信託証券（2020年8月7日現在）
インド現地通貨建債券マザーファンド [※]
ノムラ・インディアン・ボンド・ファンダークラスINR

※外国機関投資家がインドの債券市場においてインドルピー建ての公社債に投資を行なうにあたっては、投資ライセンスを取得する必要があることに加え、投資に先立って入札による投資可能枠の取得が必要となる場合があります。インドルピー建ての公社債の実際の組入れは、資金動向、市況動向、投資環境、投資可能枠の取得状況等によります。

◆投資対象とする各投資信託証券の投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

◆インドルピー建ての公社債等への投資効果を追求する投資信託証券[※]を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

※インドルピー建ての公社債等を実質的な主要投資対象とする投資信託証券のほか、米ドル建ての公社債等を実質的な主要投資対象とし、為替予約取引等を活用してインドルピーへの投資効果を追求する投資信託証券を含みます。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)投資対象とする投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2020年8月7日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。

今後、投資対象とする投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、投資対象から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加となる場合等があります。

インド現地通貨建債券マザーファンド

(A) ファンドの特色

ファンドは、インドルピー建ての公社債等を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（2011年11月30日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド

(D) 管理報酬等

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。なお、ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドを投資対象とするファンドの信託報酬の中の委託者が受ける報酬から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

インド関連の発行体[※]が発行するインドルピー建ての公社債等（国債、ソブリン債（含む国際機関債）、準ソブリン債、社債等）

※ インド政府、インドの企業、およびその子会社や関連会社、金融子会社等、ならびに、事業を通じてインドと関連があると委託会社が判断する発行体（アジア開発銀行、国際復興開発銀行等の国際機関を含みます。）のことを指します。

(2) 投資態度

- ①投資する公社債は、主として、インドの国債、ソブリン債、準ソブリン債、取得時においてB格相当以上の格付を有している公社債等および取得時において委託者がそれと同等の信用度を有すると判断した公社債等とします。
- ②B格相当未満の格付を有している公社債および格付が付与されていない公社債への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%以内とします。ただし、国債、ソブリン債、準ソブリン債については、この限りではありません。
- ③同一発行体の発行する公社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。ただし、国債、ソブリン債、準ソブリン債については、この限りではありません。
- ④ポートフォリオのデュレーションは、原則として3～8年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、当初設定から当面はこの限りではありません。また、投資環境、資金動向、市況動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲外となる場合があります。
- ⑤ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED）に当ファンドの公社債等（含む短期金融商品）の運用に関する権限の一部を委託します。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債[※]の新株予約権に限ります。）を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラ・インディアン・ボンド・ファンド - クラス1NR**（ケイマン諸島籍円建外国投資信託）**

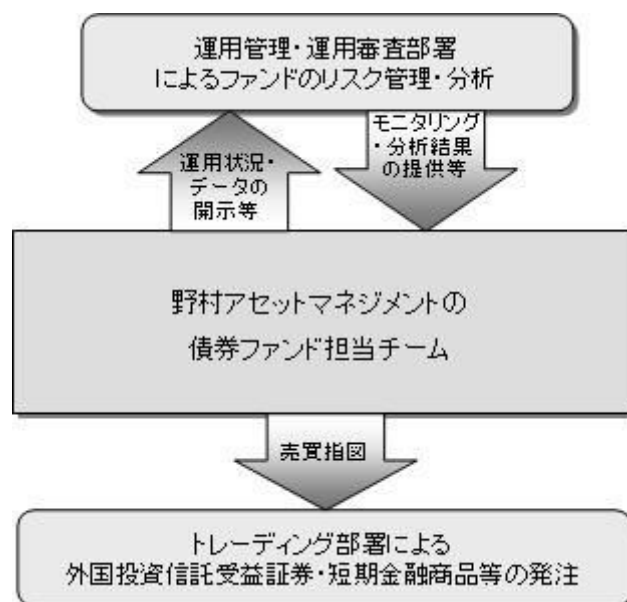
<運用の基本方針>	
主要投資対象	インド関連の発行体[※]が発行する米ドル建ての公社債等（国債、ソブリン債（含む国際機関債）、準ソブリン債、社債等） （償還金額等がインドの債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債にも投資を行ないます。） ※インド政府、その他インドの企業、およびその子会社や関連会社、金融子会社等、ならびに、事業を通じてインドと関連があると投資顧問会社が判断する発行体（アジア開発銀行、国際復興開発銀行等の国際機関を含みます。）のことを指します。

投資方針	・投資する公社債は、主として、インドの国債、ソブリン債、準ソブリン債、取得時においてB格相当以上の格付を有している公社債等および取得時において投資顧問会社がそれと同等の信用度を有すると判断した公社債等とします。 ・ポートフォリオのデュレーションは、原則として3～8年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向等によっては、一時的に上記の範囲外となる場合があります。 ・米ドル建て資産について、原則として対インドルピーで為替ヘッジを行ないます。
主な投資制限	・同一発行体の発行する公社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・B格相当未満の格付を有している公社債、または格付が付与されていない公社債への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%以内とします。ただし、国債、ソブリン債、準ソブリン債については、この限りではありません。 ・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、投資顧問会社および副投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。
償還条項	ノムラ・インディアン・ボンド・ファンドークラスINRの純資産総額が30億円を下回った場合、受託会社は投資顧問会社および副投資顧問会社と協議の上、当クラスを繰上償還する場合があります。
<主な関係法人>	
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド
副投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
<管理報酬等>	
信託報酬	純資産総額の0.16%（年率）
申込手数料	なし
信託財産留保額	1口につき純資産価格の0.30%（当初1口＝1万円）
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。 ファンドの設立に係る費用（3年を超えない期間にわたり償却）。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

（3）【運用体制】

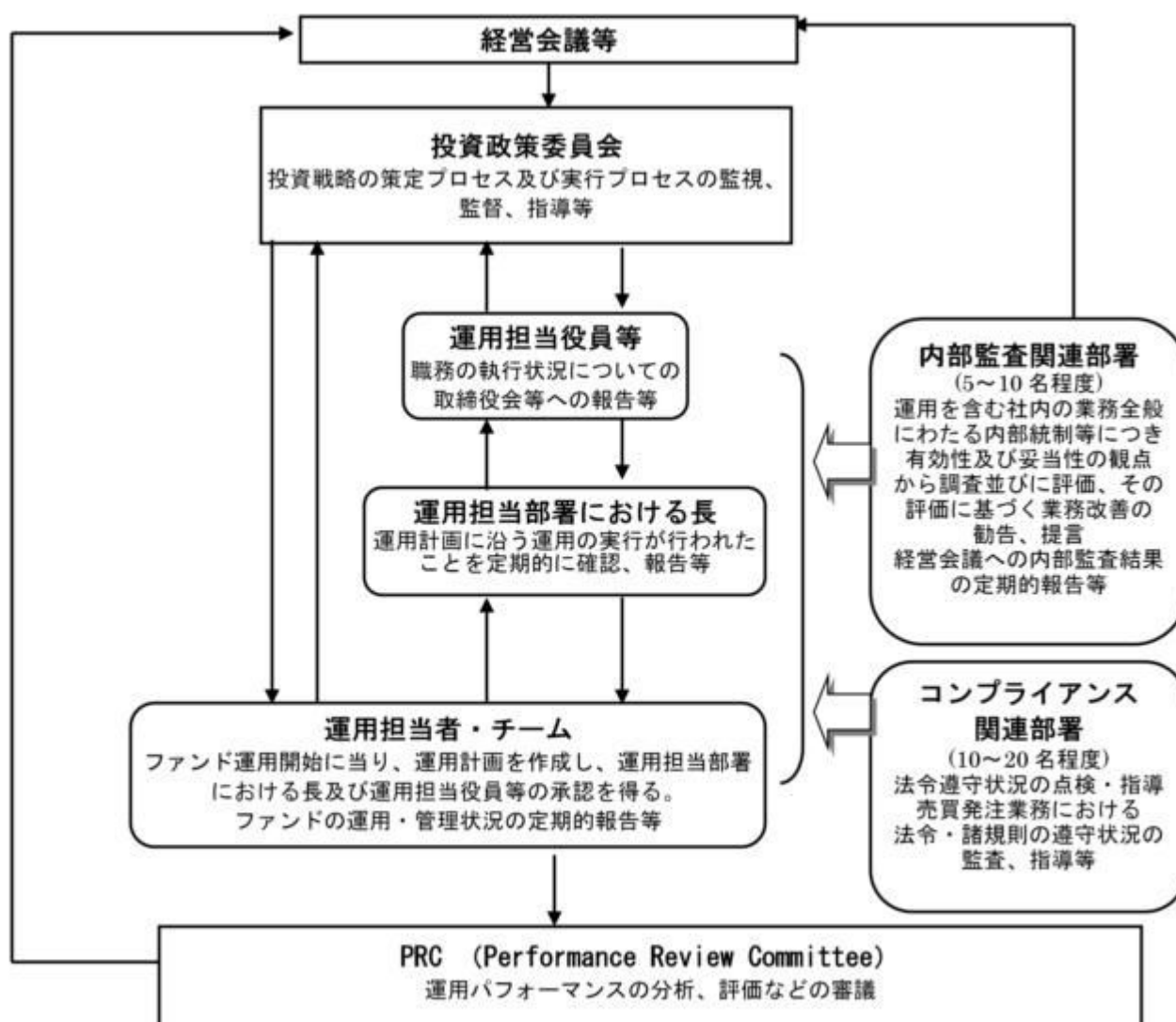
ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②＜毎月分配型＞

収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

＜年2回決算型＞

収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

＜毎月分配型＞

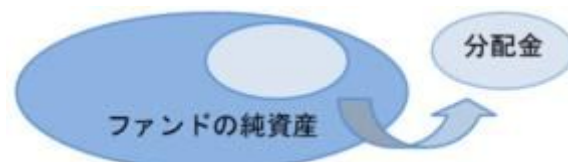
原則として**毎月13日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

＜年2回決算型＞

原則として**毎年5月および11月の各13日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

■分配金に関する留意点■

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



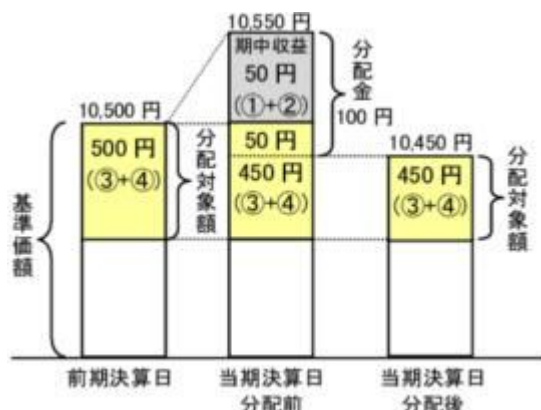
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

- ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

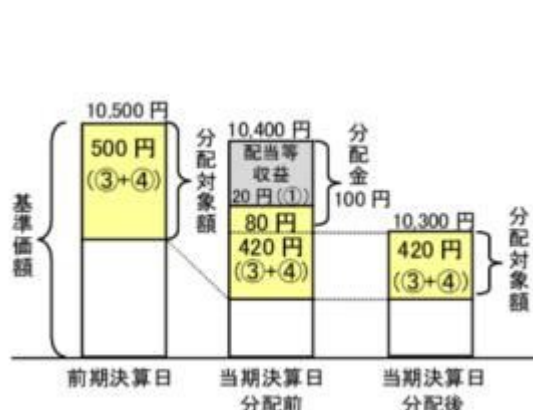
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

＜前期決算から基準価額が上昇した場合＞

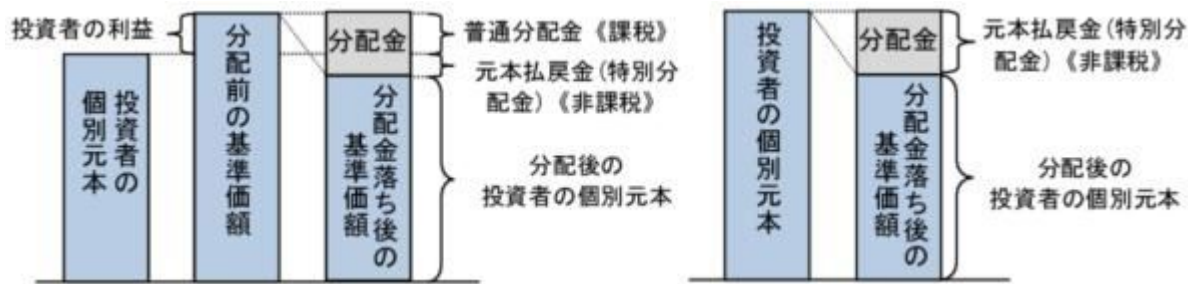


＜前期決算から基準価額が下落した場合＞



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

- ◇普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
- ◇元本払戻金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）となります。



※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①運用の基本方針 2運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ・デリバティブの直接利用は行ないません。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②公社債の借入れ(信託約款)

- 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

③資金の借入れ(信託約款)

- 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目

的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうインドの債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とするインドの通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドが実質的に投資を行なうインドにおいては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- ◆ファンドの資金動向、市況動向等によっては、インドルピー建ての公社債への実質的な投資比率が引き下がる場合や、運用会社の判断で投資比率を引き下げる、あるいはゼロとする場合があります。
- ◆金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、ファンドが投資対象とする投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ◆投資を行なう外国投資信託において、為替取引により、買い建てを行なうインドルピーは、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドはNDF[※]（ノン・デリバブル・フォワード）を用います。
NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。
※NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。
- ◆店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

●インドルピー建ての公社債への投資に関する留意点

- ◆インドでは、外国人投資家がインドルピー建ての公社債に投資を行なう場合、投資ライセンスを取得する必要があるほか、入札による投資枠の取得が必要となる場合があります。また、この入札の状況等によっては、投資枠を取得できない、あるいは想定より少ない枠しか取得できない場合があります。
なお、投資枠取得のための入札等にかかる費用等は、インドルピー建ての公社債に投資を行なうファンドにおいて負担します。
- ◆インド国内で取引されるインドの公社債は、保有期間・銘柄によって異なる料率のキャピタル・ゲイン税が売却した際に課されます。

ファンドは、投資判断に基づき、または換金などによる大量の資金流出に伴い、ファンドが保有する適用税率の高い公社債を売却する場合があります。

- ◆インドにおける税金の取り扱いについては、インドの関係法令や税率等の解釈は必ずしも安定していません。
- ◆インドルピー建て公社債への投資にあたっては、インド現地の税務アドバイザーの中から一社を指名する必要がありますが、当該税務アドバイザーの指示に従って納税を行ないます。
- ◆日本の契約型投資信託からのインドルピー建て公社債への投資にあたっては、税の取扱いに関して、税務アドバイザーによって見解が異なる部分があります。
- ◆当ファンドでは、受託会社が指名した税務アドバイザーの指示により、税の取扱いを行ないます。

※これらの記載は、2020年6月末時点で委託会社が確認できる情報に基づいたもので、インドの関係法令や税率等は今後変更になる場合があります。また、それに伴い、前述の投資リスクや上記留意点に記載されているリスク以外のリスクが生じる可能性があります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

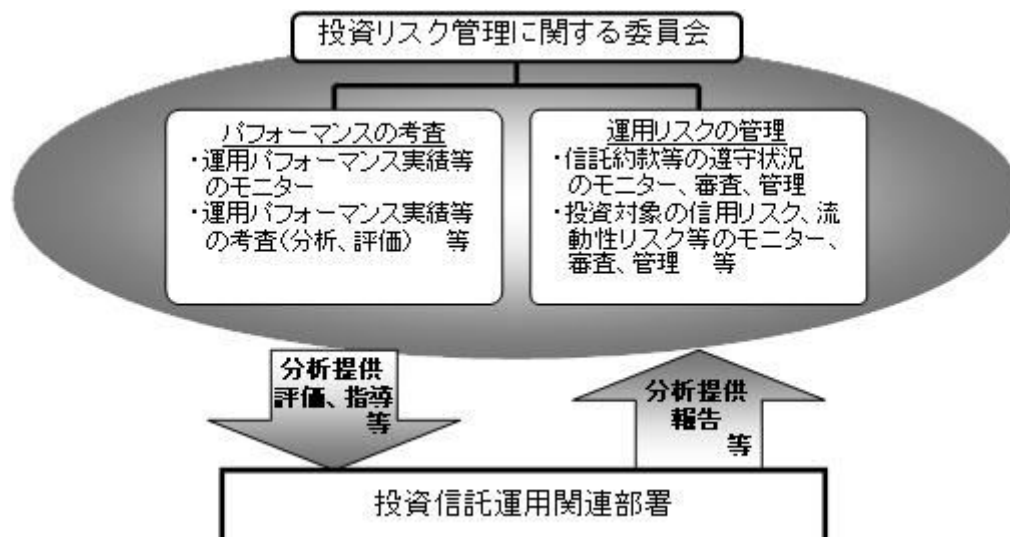
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2015年7月末～2020年6月末：月次）

■ 毎月分配型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年7月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2015年7月から2020年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	24.1	32.2	34.1	37.2	9.3	14.0	19.3
最小値 (%)	△ 14.7	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	2.7	5.0	6.8	2.8	1.8	0.8	0.2

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2015年7月から2020年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ 年2回決算型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2017年12月から2020年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	11.5	32.2	34.1	37.2	9.3	14.0	19.3
最小値 (%)	△ 11.2	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	0.3	5.0	6.8	2.8	1.8	0.8	0.2

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2015年7月から2020年6月の5年間（当ファンドは2017年12月から2020年6月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数> ○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み） ○先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース） ○新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース） ○日本国債：NOMURA-BPI 国債 ○先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース） ○新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）
■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■ ○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数額の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。 ○MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 ○NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。 ○FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。 ○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを提供するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPMC）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMC やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性があります。 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての勧誘、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。 JPMS LLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JP Morgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

- ①取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.0%)以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

- ②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.584%(税抜年1.44%)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬率の配分については、次の通り(税抜)とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.70%	年0.70%	年0.04%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

なお、この他にファンドが投資対象とする外国投資信託に関しても信託報酬等がかかります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)投資対象とする投資信託証券について」をご覧ください。

◆ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、2020年8月7日現在で想定される概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬は変動します。

実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値
1.584%～1.744%程度

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、外貨建資産の保管等に要する費用、インドルピー建て公社債投資枠の入札等に要する費用はファンドから支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。
- ⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額[※]をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債 ^(注1) の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

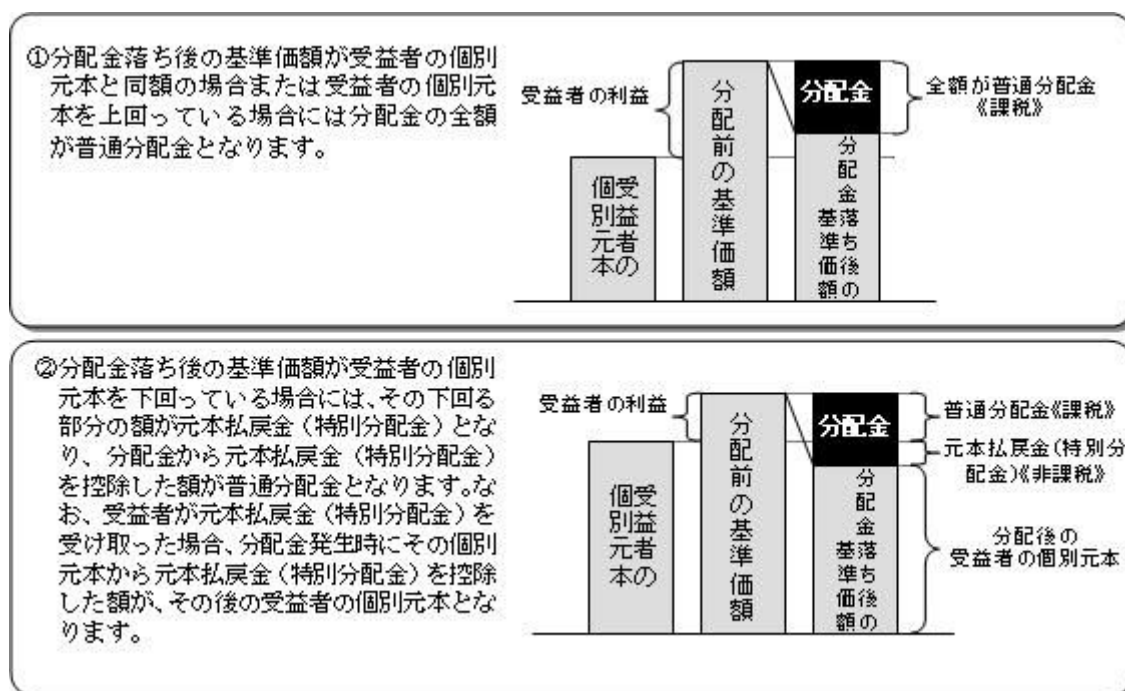
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2020年6月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2020年6月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

野村インド債券ファンド（毎月分配型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	59,118,993,570	41.83
親投資信託受益証券	日本	80,945,804,519	57.27
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,264,517,631	0.89
合計（純資産総額）		141,329,315,720	100.00

野村インド債券ファンド（年２回決算型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	5,069,741,460	40.22
親投資信託受益証券	日本	7,366,658,945	58.45
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	165,557,135	1.31
合計（純資産総額）		12,601,957,540	100.00

（参考）インド現地通貨建債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	インド	16,133,106,852	18.26
地方債証券	インド	895,883,904	1.01
特殊債券	インド	28,796,333,176	32.60
社債券	インド	38,837,318,552	43.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,649,431,385	4.13
合計（純資産総額）		88,312,073,869	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村インド債券ファンド（毎月分配型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	インド現地通貨建債券マザーファ ンド	41,817,329,400	1.8865	78,888,391,914	1.9357	80,945,804,519	57.27
2	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・インディアン・ボンド・ ファンドークラスINR	5,574,634	10,462	58,321,820,908	10,605	59,118,993,570	41.83

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	41.83
親投資信託受益証券	57.27
合 計	99.10

野村インド債券ファンド（年2回決算型）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	インド現地通貨建債券マザーファ ンド	3,805,682,154	1.8725	7,126,139,834	1.9357	7,366,658,945	58.45
2	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・インディアン・ボンド・ ファンドークラスINR	478,052	9,757	4,664,541,842	10,605	5,069,741,460	40.22

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	40.22
親投資信託受益証券	58.45
合 計	98.68

（参考）インド現地通貨建債券マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	2,450,000,000	157.17	3,850,812,000	158.83	3,891,384,000	7.72	2025/5/25	4.40
2	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	2,250,000,000	160.71	3,616,181,496	161.13	3,625,599,852	8.4	2024/7/28	4.10
3	インド	社債券	HDFC BANK LTD	1,800,000,000	150.89	2,716,071,264	155.26	2,794,759,200	7.95	2026/9/21	3.16
4	インド	特殊債券	MAHANAGAR TELEPHONE NIGA	1,500,000,000	151.98	2,279,705,040	153.88	2,308,277,520	8.24	2024/11/19	2.61
5	インド	特殊債券	INDIAN RAILWAY FINANCE	1,435,000,000	151.16	2,169,201,333	154.94	2,223,504,259	7.83	2027/3/19	2.51
6	インド	社債券	POWER FINANCE CORP LTD	1,350,000,000	152.33	2,056,522,608	158.26	2,136,640,680	8.65	2024/12/28	2.41
7	インド	社債券	ICICI BANK LTD	1,250,000,000	148.86	1,860,840,000	152.64	1,908,025,200	7.6	2023/10/7	2.16
8	インド	社債券	RELIANCE INDUSTRIES LTD	1,100,000,000	156.28	1,719,146,880	163.55	1,799,099,280	8.95	2028/11/9	2.03
9	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	1,000,000,000	171.81	1,718,169,552	175.31	1,753,128,000	9.2	2030/9/30	1.98
10	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	1,100,000,000	149.70	1,646,777,405	151.26	1,663,912,800	6.79	2027/5/15	1.88
11	インド	社債券	AXIS BANK LTD	1,050,000,000	155.21	1,629,727,344	158.30	1,662,239,880	8.85	2024/12/5	1.88
12	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	1,050,000,000	156.54	1,643,767,625	157.68	1,655,640,000	7.59	2026/1/11	1.87

13	インド	社債券	RURAL ELECTRIFICATION	1,000,000,000	148.71	1,487,168,640	154.13	1,541,390,400	8.11	2025/10/7	1.74
14	インド	社債券	RURAL ELECTRIFICATION	990,000,000	150.36	1,488,608,669	154.52	1,529,804,232	8.82	2023/4/12	1.73
15	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	900,000,000	163.58	1,472,309,265	166.92	1,502,323,200	8.6	2028/6/2	1.70
16	インド	特殊債券	NTPC LTD	980,000,000	142.68	1,398,347,919	144.21	1,413,316,800	7.375	2021/8/10	1.60
17	インド	社債券	RELIANCE INDUSTRIES LTD	900,000,000	144.51	1,300,665,600	149.09	1,341,860,256	7	2022/8/31	1.51
18	インド	社債券	HDFC BANK LTD	900,000,000	145.98	1,313,878,320	147.57	1,328,169,830	8.1	2025/3/22	1.50
19	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	800,000,000	160.70	1,285,632,000	162.39	1,299,168,000	7.95	2032/8/28	1.47
20	インド	特殊債券	DAMODAR VALLEY CORP	800,000,000	151.10	1,208,847,168	154.40	1,235,255,616	8.69	2028/3/25	1.39
21	インド	特殊債券	NATL HIGHWAYS AUTH OF IN	800,000,000	148.23	1,185,890,976	149.95	1,199,674,368	7.49	2029/8/1	1.35
22	インド	特殊債券	NTPC SAIL POWER CO	840,000,000	148.29	1,245,703,294	141.15	1,185,697,094	7.72	2022/7/11	1.34
23	インド	社債券	RURAL ELECTRIC	760,000,000	149.49	1,136,146,982	154.44	1,173,795,437	8.3	2025/4/10	1.32
24	インド	特殊債券	INDIAN RENEW ENERGY DEV	800,000,000	145.08	1,160,695,872	141.28	1,130,290,214	7.125	2022/10/10	1.27
25	インド	特殊債券	HOUSING & URBAN DEV CORP	700,000,000	158.17	1,107,244,656	161.11	1,127,816,928	8.41	2029/3/15	1.27
26	インド	特殊債券	POWER GRID CORPORATION	700,000,000	155.72	1,090,040,112	158.40	1,108,826,208	8.2	2025/1/23	1.25
27	インド	特殊債券	POWER GRID CORPORATION	700,000,000	152.85	1,069,952,688	156.11	1,092,839,328	7.89	2027/3/9	1.23
28	インド	社債券	POWER FINANCE CORP LTD	600,000,000	157.29	943,777,440	159.19	955,152,864	8.85	2029/5/25	1.08
29	インド	特殊債券	INDIAN RAILWAY FINANCE	600,000,000	149.99	899,994,240	152.97	917,821,152	7.55	2029/11/6	1.03
30	インド	社債券	FOOD CORP OF INDIA	550,000,000	158.94	874,197,720	163.08	896,980,392	8.8	2028/3/22	1.01

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	18.26
地方債証券	1.01
特殊債券	32.60
社債券	43.97
合 計	95.86

②【投資不動産物件】

野村インド債券ファンド（毎月分配型）

該当事項はありません。

野村インド債券ファンド（年2回決算型）

該当事項はありません。

（参考）インド現地通貨建債券マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村インド債券ファンド（毎月分配型）

該当事項はありません。

野村インド債券ファンド（年2回決算型）

該当事項はありません。

（参考）インド現地通貨建債券マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村インド債券ファンド（毎月分配型）

2020年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(2012年 5月14日)	1,030	1,037	1.0384	1.0454
第2特定期間	(2012年11月13日)	1,519	1,529	1.0694	1.0764
第3特定期間	(2013年 5月13日)	2,698	2,718	1.3069	1.3169
第4特定期間	(2013年11月13日)	3,198	3,229	1.0257	1.0357
第5特定期間	(2014年 5月13日)	3,440	3,470	1.1435	1.1535
第6特定期間	(2014年11月13日)	12,287	12,435	1.2431	1.2581
第7特定期間	(2015年 5月13日)	43,137	43,679	1.1939	1.2089
第8特定期間	(2015年11月13日)	67,596	68,489	1.1364	1.1514
第9特定期間	(2016年 5月13日)	70,575	71,685	0.9533	0.9683
第10特定期間	(2016年11月14日)	85,019	86,456	0.8874	0.9024
第11特定期間	(2017年 5月15日)	124,172	125,489	0.9433	0.9533
第12特定期間	(2017年11月13日)	201,185	203,407	0.9055	0.9155
第13特定期間	(2018年 5月14日)	212,976	215,727	0.7740	0.7840
第14特定期間	(2018年11月13日)	186,848	188,123	0.7329	0.7379
第15特定期間	(2019年 5月13日)	181,189	182,396	0.7506	0.7556
第16特定期間	(2019年11月13日)	170,432	171,593	0.7340	0.7390
第17特定期間	(2020年 5月13日)	136,528	137,582	0.6480	0.6530

2019年 6月末日	181,069	—	0.7530	—
7月末日	182,997	—	0.7690	—
8月末日	171,255	—	0.7231	—
9月末日	174,721	—	0.7405	—
10月末日	173,900	—	0.7448	—
11月末日	170,002	—	0.7375	—
12月末日	165,668	—	0.7333	—
2020年 1月末日	162,046	—	0.7324	—
2月末日	159,848	—	0.7420	—
3月末日	136,317	—	0.6431	—
4月末日	135,021	—	0.6408	—
5月末日	140,070	—	0.6657	—
6月末日	141,329	—	0.6791	—

野村インド債券ファンド（年2回決算型）

2020年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2017年 5月15日)	1,168	1,169	1.0541	1.0551
第2計算期間 (2017年11月13日)	7,258	7,265	1.0788	1.0798
第3計算期間 (2018年 5月14日)	11,568	11,580	0.9893	0.9903
第4計算期間 (2018年11月13日)	12,257	12,269	0.9747	0.9757
第5計算期間 (2019年 5月13日)	13,208	13,221	1.0375	1.0385
第6計算期間 (2019年11月13日)	14,207	14,221	1.0557	1.0567
第7計算期間 (2020年 5月13日)	12,075	12,075	0.9740	0.9740
2019年 6月末日	13,381	—	1.0479	—
7月末日	13,919	—	1.0772	—
8月末日	13,367	—	1.0201	—
9月末日	14,146	—	1.0516	—
10月末日	14,369	—	1.0650	—
11月末日	14,272	—	1.0607	—
12月末日	14,137	—	1.0620	—
2020年 1月末日	13,944	—	1.0678	—
2月末日	13,737	—	1.0893	—
3月末日	11,886	—	0.9525	—
4月末日	11,858	—	0.9557	—
5月末日	12,328	—	1.0000	—
6月末日	12,601	—	1.0274	—

②【分配の推移】

野村インド債券ファンド（毎月分配型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2011年11月30日～2012年 5月14日	0.0290円
第2特定期間	2012年 5月15日～2012年11月13日	0.0420円
第3特定期間	2012年11月14日～2013年 5月13日	0.1250円
第4特定期間	2013年 5月14日～2013年11月13日	0.0600円
第5特定期間	2013年11月14日～2014年 5月13日	0.0600円
第6特定期間	2014年 5月14日～2014年11月13日	0.0850円
第7特定期間	2014年11月14日～2015年 5月13日	0.0900円
第8特定期間	2015年 5月14日～2015年11月13日	0.0900円
第9特定期間	2015年11月14日～2016年 5月13日	0.0900円
第10特定期間	2016年 5月14日～2016年11月14日	0.0900円
第11特定期間	2016年11月15日～2017年 5月15日	0.0600円
第12特定期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	0.0600円
第13特定期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	0.0600円
第14特定期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	0.0300円
第15特定期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	0.0300円
第16特定期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	0.0300円
第17特定期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	0.0300円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村インド債券ファンド（年2回決算型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2016年12月 5日～2017年 5月15日	0.0010円
第2計算期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	0.0010円
第3計算期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	0.0010円
第4計算期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	0.0010円
第5計算期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	0.0010円
第6計算期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	0.0010円
第7計算期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	0.0000円

③【収益率の推移】

野村インド債券ファンド（毎月分配型）

	計算期間	収益率
第1特定期間	2011年11月30日～2012年 5月14日	6.7%

第2特定期間	2012年 5月15日～2012年11月13日	7.0%
第3特定期間	2012年11月14日～2013年 5月13日	33.9%
第4特定期間	2013年 5月14日～2013年11月13日	△16.9%
第5特定期間	2013年11月14日～2014年 5月13日	17.3%
第6特定期間	2014年 5月14日～2014年11月13日	16.1%
第7特定期間	2014年11月14日～2015年 5月13日	3.3%
第8特定期間	2015年 5月14日～2015年11月13日	2.7%
第9特定期間	2015年11月14日～2016年 5月13日	△8.2%
第10特定期間	2016年 5月14日～2016年11月14日	2.5%
第11特定期間	2016年11月15日～2017年 5月15日	13.1%
第12特定期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	2.4%
第13特定期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	△7.9%
第14特定期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	△1.4%
第15特定期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	6.5%
第16特定期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	1.8%
第17特定期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	△7.6%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村インド債券ファンド（年2回決算型）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2016年12月 5日～2017年 5月15日	5.5%
第2計算期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	2.4%
第3計算期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	△8.2%
第4計算期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	△1.4%
第5計算期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	6.5%
第6計算期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	1.9%
第7計算期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	△7.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村インド債券ファンド（毎月分配型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2011年11月30日～2012年 5月14日	1,204,726,359	211,819,784	992,906,575
第2特定期間	2012年 5月15日～2012年11月13日	822,508,970	394,200,148	1,421,215,397

第3特定期間	2012年11月14日～2013年 5月13日	1,261,781,126	618,582,563	2,064,413,960
第4特定期間	2013年 5月14日～2013年11月13日	1,407,473,874	353,847,613	3,118,040,221
第5特定期間	2013年11月14日～2014年 5月13日	733,833,435	843,594,460	3,008,279,196
第6特定期間	2014年 5月14日～2014年11月13日	7,819,790,957	943,506,342	9,884,563,811
第7特定期間	2014年11月14日～2015年 5月13日	27,742,573,768	1,494,812,392	36,132,325,187
第8特定期間	2015年 5月14日～2015年11月13日	27,496,478,440	4,145,046,553	59,483,757,074
第9特定期間	2015年11月14日～2016年 5月13日	19,355,263,769	4,806,226,533	74,032,794,310
第10特定期間	2016年 5月14日～2016年11月14日	27,763,318,950	5,988,169,821	95,807,943,439
第11特定期間	2016年11月15日～2017年 5月15日	53,638,199,827	17,808,054,486	131,638,088,780
第12特定期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	107,960,051,995	17,411,261,871	222,186,878,904
第13特定期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	71,865,993,847	18,877,224,156	275,175,648,595
第14特定期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	19,673,730,701	39,890,541,219	254,958,838,077
第15特定期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	11,859,621,450	25,411,813,398	241,406,646,129
第16特定期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	13,836,451,128	23,054,261,051	232,188,836,206
第17特定期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	7,769,026,745	29,279,760,955	210,678,101,996

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村インド債券ファンド（年2回決算型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2016年12月 5日～2017年 5月15日	1,141,584,384	32,695,165	1,108,889,219
第2計算期間	2017年 5月16日～2017年11月13日	5,941,779,870	321,956,055	6,728,713,034
第3計算期間	2017年11月14日～2018年 5月14日	5,723,832,570	759,179,216	11,693,366,388
第4計算期間	2018年 5月15日～2018年11月13日	2,211,684,303	1,329,511,015	12,575,539,676
第5計算期間	2018年11月14日～2019年 5月13日	1,976,219,601	1,820,451,643	12,731,307,634
第6計算期間	2019年 5月14日～2019年11月13日	2,453,191,265	1,726,539,694	13,457,959,205
第7計算期間	2019年11月14日～2020年 5月13日	1,101,980,112	2,161,824,840	12,398,114,477

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

《参考情報》



運用実績（2020年6月30日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次：設定来）

— 基準価額（分配後、1万口あたり）（左軸） — 純資産総額（右軸）

■ 毎月分配型



■ 年2回決算型



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

■ 毎月分配型

2020年6月	50 円
2020年5月	50 円
2020年4月	50 円
2020年3月	50 円
2020年2月	50 円
直近1年間累計	600 円
設定来累計	10,660 円

■ 年2回決算型

2020年5月	0 円
2019年11月	10 円
2019年5月	10 円
2018年11月	10 円
2018年5月	10 円
設定来累計	60 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率

順位	銘柄	投資比率（％）	
		毎月分配型	年2回決算型
1	インド現地通貨建債券マザーファンド	57.3	58.5
2	ノムラ・インディアン・ボンド・ファンドークラスINR	41.8	40.2

実質的な銘柄別投資比率（上位）

■ 毎月分配型

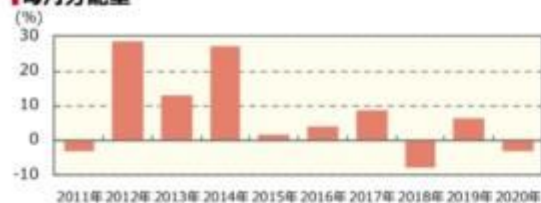
順位	銘柄	通貨	投資比率（％）
1	INDIA GOVERNMENT BOND	インドルピー	2.5
2	INDIA GOVERNMENT BOND	インドルピー	2.4
3	HDFC BANK LTD	インドルピー	1.8
4	ONGC VIDESH LTD	米ドル	1.5
5	MAHANAGAR TELEPHONE NIGA	インドルピー	1.5

■ 年2回決算型

順位	銘柄	通貨	投資比率（％）
1	INDIA GOVERNMENT BOND	インドルピー	2.6
2	INDIA GOVERNMENT BOND	インドルピー	2.4
3	HDFC BANK LTD	インドルピー	1.8
4	MAHANAGAR TELEPHONE NIGA	インドルピー	1.5
5	INDIAN RAILWAY FINANCE	インドルピー	1.5

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

■ 毎月分配型



■ 年2回決算型



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・野村インド債券ファンド（毎月分配型）の2011年は設定日（2011年11月30日）から年末までの収益率。
- ・野村インド債券ファンド（年2回決算型）の2016年は設定日（2016年12月5日）から年末までの収益率。
- ・2020年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・ 申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。
- ・ 取得申込の受付については、午後3時まで取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。
- ・ 販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

○申込日当日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合

- | | |
|-------------|------------------|
| ・ ムンバイの銀行 | ・ ルクセンブルグの銀行 |
| ・ シンガポールの銀行 | ・ ボンベイ証券取引所 |
| ・ ニューヨークの銀行 | ・ インドのナショナル証券取引所 |

ファンドの申込(販売)手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・ 販売の単位は、1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

- ・ 受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
 - ・ 販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。
- ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「野村インド債券ファンド」を構成する各ファンド間でスイッチング[※]ができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。（詳しくは「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

※スイッチングとは、「野村インド債券ファンド」を構成するいずれかのファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込み日の午後3時までに、「野村インド債券ファンド」を構成する他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

- ・ 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号も

しくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、投資対象とする投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付け（スイッチングの申込みを含みます。）を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付け（スイッチングの申込みを含みます。）を取り消す場合があります。また、委託者は、実質的な投資対象国の市場の流動性等を勘案し、取得申込の受け付け（スイッチングの申込みを含みます。）を制限することができます。

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、委託者に1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時まで、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
- ・販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付けを行いません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）
- ・換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件5億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の受付時間に制限を設ける場合があります。
- ・解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、投資対象である投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の

閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）等により、有価証券の売却（投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- ・金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、投資対象である投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
国内投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日 ^{※1} の基準価額で評価します。
外国投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前日（前日が当該外国投資信託の営業日でない場合はとりうる直近）の純資産価格とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※2} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※3} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額

※1 マザーファンド受益証券については、原則として基準価額計算日とします。

※2 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※3 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2026年11月13日までとします。

（毎月分配型：2011年11月30日設定）

（年2回決算型：2016年12月5日設定）

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

＜毎月分配型＞

原則として、毎月14日から翌月13日までとします。

＜年2回決算型＞

原則として、毎年5月14日から11月13日までおよび11月14日から翌年5月13日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が各ファンドにつき30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

（i）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信

託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

各ファンドにつき、毎年5月、11月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

(j) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年5月、11月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

野村インド債券ファンド（毎月分配型）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2019年11月14日から2020年5月13日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村インド債券ファンド（年2回決算型）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2019年11月14日から2020年5月13日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村インド債券ファンド（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2019年11月13日現在)	当期 (2020年 5月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,949,736,667	2,568,699,531
投資信託受益証券	65,065,211,238	51,733,692,868
親投資信託受益証券	105,188,315,976	83,530,747,960
未収入金	326,705,124	45,079
流動資産合計	172,529,969,005	137,833,185,438
資産合計	172,529,969,005	137,833,185,438
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,160,944,181	1,053,390,509
未払解約金	717,671,829	74,942,711
未払受託者報酬	6,065,195	4,878,794
未払委託者報酬	212,281,814	170,757,808
未払利息	4,218	1,995
その他未払費用	303,248	243,931
流動負債合計	2,097,270,485	1,304,215,748
負債合計	2,097,270,485	1,304,215,748
純資産の部		
元本等		
元本	232,188,836,206	210,678,101,996
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△61,756,137,686	△74,149,132,306
（分配準備積立金）	2,923,118,743	3,373,842,544
元本等合計	170,432,698,520	136,528,969,690
純資産合計	170,432,698,520	136,528,969,690
負債純資産合計	172,529,969,005	137,833,185,438

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2019年 5月14日 至 2019年11月13日	当期 自 2019年11月14日 至 2020年 5月13日
営業収益		
受取配当金	2,468,030,360	2,184,716,510
有価証券売買等損益	2,134,382,801	△12,798,981,539
その他収益	-	45,079
営業収益合計	4,602,413,161	△10,614,219,950
営業費用		
支払利息	312,539	197,011
受託者報酬	38,755,844	33,945,590
委託者報酬	1,356,454,540	1,188,095,558
その他費用	1,937,730	1,697,214
営業費用合計	1,397,460,653	1,223,935,373
営業利益又は営業損失（△）	3,204,952,508	△11,838,155,323
経常利益又は経常損失（△）	3,204,952,508	△11,838,155,323
当期純利益又は当期純損失（△）	3,204,952,508	△11,838,155,323
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	42,781,185	△131,867,165
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△60,217,633,691	△61,756,137,686
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,900,994,997	8,065,774,853
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,900,994,997	8,065,774,853
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,501,171,755	2,211,780,399
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,501,171,755	2,211,780,399
分配金	7,100,498,560	6,540,700,916
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△61,756,137,686	△74,149,132,306

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当該財務諸表の特定期間は、2019年11月14日から2020年 5月13日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2019年11月13日現在	当期 2020年 5月13日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 232,188,836,206口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 210,678,101,996口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 61,756,137,686円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 74,149,132,306円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7340円 (10,000口当たり純資産額) (7,340円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6480円 (10,000口当たり純資産額) (6,480円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2019年 5月14日 至 2019年11月13日	当期 自 2019年11月14日 至 2020年 5月13日
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象であるインド現地通貨建債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 335,320,346円

2. 分配金の計算過程

2019年 5月14日から2019年 6月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	995,724,396円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	27,561,419,563円
分配準備積立金額	D	2,683,064,932円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	31,240,208,891円
当ファンドの期末残存口数	F	240,246,725,182口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,300円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,201,233,625円

2019年 6月14日から2019年 7月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,096,555,567円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	27,236,586,290円
分配準備積立金額	D	2,678,113,311円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	31,011,255,168円
当ファンドの期末残存口数	F	239,162,520,100口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,296円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,195,812,600円

2019年 7月17日から2019年 8月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	749,967,009円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	26,808,548,274円
分配準備積立金額	D	2,772,117,247円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	30,330,632,530円
当ファンドの期末残存口数	F	237,167,646,426口

当ファンドの主要投資対象であるインド現地通貨建債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 291,854,640円

2. 分配金の計算過程

2019年11月14日から2019年12月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	774,756,621円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	24,362,763,444円
分配準備積立金額	D	2,863,515,020円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	28,001,035,085円
当ファンドの期末残存口数	F	228,751,514,390口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,224円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,143,757,571円

2019年12月14日から2020年 1月14日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	902,472,924円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	23,513,320,105円
分配準備積立金額	D	2,894,376,051円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	27,310,169,080円
当ファンドの期末残存口数	F	224,810,098,786口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,214円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	1,124,050,493円

2020年 1月15日から2020年 2月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	799,089,255円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,545,907,260円
分配準備積立金額	D	3,043,544,563円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,388,541,078円
当ファンドの期末残存口数	F	219,549,929,148口

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,278円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,185,838,232円

2019年 8月14日から2019年 9月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	975,586,301円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	26,251,618,721円
分配準備積立金額	D	2,779,476,206円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	30,006,681,228円
当ファンドの期末残存口数	F	236,171,732,475口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,270円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,180,858,662円

2019年 9月14日から2019年10月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	823,324,512円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	25,696,830,563円
分配準備積立金額	D	3,014,921,100円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	29,535,076,175円
当ファンドの期末残存口数	F	235,162,252,029口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,255円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,175,811,260円

2019年10月16日から2019年11月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	772,561,761円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	25,162,564,357円
分配準備積立金額	D	2,847,123,490円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	28,782,249,608円
当ファンドの期末残存口数	F	232,188,836,206口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,239円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,160,944,181円

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,201円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,097,749,645円

2020年 2月14日から2020年 3月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	658,411,938円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	21,476,629,984円
分配準備積立金額	D	3,089,554,046円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	25,224,595,968円
当ファンドの期末残存口数	F	213,125,896,074口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,183円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,065,629,480円

2020年 3月14日から2020年 4月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	773,402,552円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	20,876,556,433円
分配準備積立金額	D	3,073,083,239円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	24,723,042,224円
当ファンドの期末残存口数	F	211,224,643,727口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,170円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,056,123,218円

2020年 4月14日から2020年 5月13日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	811,310,092円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	20,414,052,051円
分配準備積立金額	D	3,194,566,757円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	24,419,928,900円
当ファンドの期末残存口数	F	210,678,101,996口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,159円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,053,390,509円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2019年 5月14日 至 2019年11月13日	当期 自 2019年11月14日 至 2020年 5月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2019年11月13日現在	当期 2020年 5月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法

投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
---	----

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2019年 5月14日 至 2019年11月13日	当期 自 2019年11月14日 至 2020年 5月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2019年 5月14日 至 2019年11月13日	当期 自 2019年11月14日 至 2020年 5月13日
期首元本額 241,406,646,129円	期首元本額 232,188,836,206円
期中追加設定元本額 13,836,451,128円	期中追加設定元本額 7,769,026,745円
期中一部解約元本額 23,054,261,051円	期中一部解約元本額 29,279,760,955円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2019年 5月14日 至 2019年11月13日	当期 自 2019年11月14日 至 2020年 5月13日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	252,829,846	2,753,919,275
親投資信託受益証券	416,088,689	905,566,986
合計	668,918,535	3,659,486,261

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2020年5月13日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2020年5月13日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・インディアン・ボンド・ファンドークラスINR	5,320,207	51,733,692,868	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：37.9%	5,320,207	51,733,692,868 38.2%	
	合計			51,733,692,868	
親投資信託受益証券	日本円	インド現地通貨建債券マザーファンド	44,609,211,194	83,530,747,960	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：61.2%	44,609,211,194	83,530,747,960 61.8%	
	合計			83,530,747,960	
合計				135,264,440,828	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村インド債券ファンド（年２回決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 (2019年11月13日現在)	第7期 (2020年 5月13日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	282,851,628	304,209,648
投資信託受益証券	5,394,612,114	4,458,551,240
親投資信託受益証券	8,775,328,028	7,458,944,246
未収入金	-	11,711
流動資産合計	14,452,791,770	12,221,716,845
資産合計	14,452,791,770	12,221,716,845
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,457,959	-
未払解約金	123,794,628	41,292,983
未払受託者報酬	2,985,461	2,919,032
未払委託者報酬	104,491,129	102,166,188
未払利息	611	236
その他未払費用	149,208	145,895
流動負債合計	244,878,996	146,524,334
負債合計	244,878,996	146,524,334
純資産の部		
元本等		
元本	13,457,959,205	12,398,114,477
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	749,953,569	△322,921,966
（分配準備積立金）	1,319,356,116	1,475,991,213
元本等合計	14,207,912,774	12,075,192,511
純資産合計	14,207,912,774	12,075,192,511
負債純資産合計	14,452,791,770	12,221,716,845

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自 2019年 5月14日 至 2019年11月13日	第7期 自 2019年11月14日 至 2020年 5月13日
営業収益		
受取配当金	189,971,070	184,585,444
有価証券売買等損益	168,609,561	△1,088,073,261
その他収益	-	11,711
営業収益合計	358,580,631	△903,476,106
営業費用		
支払利息	47,954	31,417
受託者報酬	2,985,461	2,919,032
委託者報酬	104,491,129	102,166,188
その他費用	149,208	145,895
営業費用合計	107,673,752	105,262,532
営業利益又は営業損失（△）	250,906,879	△1,008,738,638
経常利益又は経常損失（△）	250,906,879	△1,008,738,638
当期純利益又は当期純損失（△）	250,906,879	△1,008,738,638
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	21,485,018	1,520,685
期首剰余金又は期首欠損金（△）	477,149,504	749,953,569
剰余金増加額又は欠損金減少額	118,980,203	53,041,418
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	118,980,203	53,041,418
剰余金減少額又は欠損金増加額	62,140,040	115,657,630
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	62,140,040	115,657,630
分配金	13,457,959	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	749,953,569	△322,921,966

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年11月14日から2020年 5月13日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 2019年11月13日現在	第7期 2020年 5月13日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 13,457,959,205口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 12,398,114,477口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0557円 (10,000口当たり純資産額) (10,557円)	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 322,921,966円 3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9740円 (10,000口当たり純資産額) (9,740円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自 2019年 5月14日 至 2019年11月13日	第7期 自 2019年11月14日 至 2020年 5月13日
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象であるインド現地通貨建債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 335,320,346円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	378,311,346円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,225,675,449円
分配準備積立金額	D	954,502,729円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,558,489,524円
当ファンドの期末残存口数	F	13,457,959,205口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,901円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	13,457,959円

当ファンドの主要投資対象であるインド現地通貨建債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 291,854,640円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	353,492,629円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,231,620,870円
分配準備積立金額	D	1,122,498,584円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,707,612,083円
当ファンドの期末残存口数	F	12,398,114,477口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,183円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第6期 自 2019年 5月14日 至 2019年11月13日	第7期 自 2019年11月14日 至 2020年 5月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左
---	----

(2)金融商品の時価等に関する事項

第6期 2019年11月13日現在	第7期 2020年 5月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2019年 5月14日 至 2019年11月13日	第7期 自 2019年11月14日 至 2020年 5月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第6期 自 2019年 5月14日 至 2019年11月13日		第7期 自 2019年11月14日 至 2020年 5月13日	
期首元本額	12,731,307,634円	期首元本額	13,457,959,205円
期中追加設定元本額	2,453,191,265円	期中追加設定元本額	1,101,980,112円
期中一部解約元本額	1,726,539,694円	期中一部解約元本額	2,161,824,840円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2019年 5月14日 至 2019年11月13日	第7期 自 2019年11月14日 至 2020年 5月13日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	42,904,389	△897,726,771
親投資信託受益証券	125,705,172	△194,390,644
合計	168,609,561	△1,092,117,415

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2020年5月13日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2020年5月13日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・インディアン・ボンド・ファンドークラスINR	458,510	4,458,551,240	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：36.9%	458,510	4,458,551,240 37.4%	
	合計			4,458,551,240	
親投資信託受益証券	日本円	インド現地通貨建債券マザーファンド	3,983,414,818	7,458,944,246	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：61.8%	3,983,414,818	7,458,944,246 62.6%	
	合計			7,458,944,246	

合計		11,917,495,486
----	--	----------------

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「野村インド債券ファンド（毎月分配型）」および「野村インド債券ファンド（年2回決算型）」は「インド現地通貨建債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

インド現地通貨建債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2020年 5月13日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	1,619,344,370
コール・ローン	95,162,006
国債証券	15,860,377,611
地方債証券	884,858,188
特殊債券	28,967,375,166
社債券	40,855,609,032
未収利息	2,628,648,302
仮払金	2,324,608
前払費用	75,905,346
流動資産合計	90,989,604,629
資産合計	90,989,604,629
負債の部	
流動負債	
未払利息	73
流動負債合計	73
負債合計	73
純資産の部	
元本等	
元本	48,592,626,012
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	42,396,978,544
元本等合計	90,989,604,556
純資産合計	90,989,604,556
負債純資産合計	90,989,604,629

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券
-------------------	---------------------

2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
3. 費用・収益の計上基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2020年 5月13日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.8725円
(10,000口当たり純資産額)	(18,725円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年11月14日 至 2020年 5月13日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年 5月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年 5月13日現在	
期首	2019年11月14日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	59,315,902,777円
同期中における追加設定元本額	0円
同期中における一部解約元本額	10,723,276,765円
期末元本額	48,592,626,012円
期末元本額の内訳※	
野村インド債券ファンド（毎月分配型）	44,609,211,194円
野村インド債券ファンド（年2回決算型）	3,983,414,818円

※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年5月13日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年5月13日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	インドルピー	INDIA GOVERNMENT BOND	2,250,000,000.00	2,511,237,150.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	2,450,000,000.00	2,674,175,000.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	1,050,000,000.00	1,141,505,295.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	1,100,000,000.00	1,143,595,420.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	900,000,000.00	1,022,436,990.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	1,000,000,000.00	1,193,173,300.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	500,000,000.00	512,250,000.00	
		INDIA GOVERNMENT BOND	800,000,000.00	892,800,000.00	
	小計	銘柄数：8	10,050,000,000.00	11,091,173,155.00 (15,860,377,611)	
		組入時価比率：17.4%		18.3%	
	合計			15,860,377,611	

				(15,860,377,611)	
地方債証券	インドルピー	KERALA INFRASTRUCTURE	350,000,000.00	398,193,950.00	
		MADHYA PRADESH	100,000,000.00	111,315,450.00	
		MAHARASTRA	100,000,000.00	109,272,550.00	
	小計	銘柄数：3	550,000,000.00	618,781,950.00	
		組入時価比率：1.0%		(884,858,188)	1.0%
	合計			884,858,188	(884,858,188)
特殊債券	インドルピー	AIR IND ASSET HOLDINGS	400,000,000.00	411,464,800.00	
		AIR IND ASSET HOLDINGS	450,000,000.00	462,932,100.00	
		DAMODAR VALLEY CORP	800,000,000.00	839,477,200.00	
		EXPORT-IMPORT BK INDIA	150,000,000.00	161,388,300.00	
		EXPORT-IMPORT BK INDIA	200,000,000.00	210,717,200.00	
		EXPORT-IMPORT BK INDIA	250,000,000.00	267,071,750.00	
		EXPORT-IMPORT BK INDIA	350,000,000.00	367,937,500.00	
		EXPORT-IMPORT BK INDIA	350,000,000.00	393,044,750.00	
		EXPORT-IMPORT BK INDIA	250,000,000.00	248,241,000.00	
		HOUSING & URBAN DEV CORP	700,000,000.00	768,919,900.00	
		INDIAN RAILWAY FINANCE	1,435,000,000.00	1,506,389,815.00	
		INDIAN RAILWAY FINANCE	500,000,000.00	518,394,000.00	
		INDIAN RAILWAY FINANCE	600,000,000.00	624,996,000.00	
		INDIAN RENEW ENERGY DEV	800,000,000.00	806,038,800.00	
		INDIAN RENEW ENERGY DEV	250,000,000.00	257,148,500.00	
		INDIAN RENEW ENERGY DEV	600,000,000.00	619,348,200.00	
		INTL FINANCE CORP	250,000,000.00	274,042,525.00	
		MAHANAGAR TELEPHONE NIGA	550,000,000.00	579,437,100.00	
		MAHANAGAR TELEPHONE NIGA	1,500,000,000.00	1,583,128,500.00	
		NATIONAL HYDROELECTRIC	250,000,000.00	272,996,500.00	
		NATIONAL HYDROELECTRIC	250,000,000.00	272,515,000.00	
		NATL HIGHWAYS AUTH OF IN	500,000,000.00	534,724,000.00	
		NATL HIGHWAYS AUTH OF IN	600,000,000.00	615,180,600.00	
		NTPC LTD	980,000,000.00	971,074,944.00	
		NTPC LTD	450,000,000.00	441,014,805.00	
		NTPC LTD	550,000,000.00	708,217,840.00	
		NTPC SAIL POWER CO	840,000,000.00	865,071,732.00	
		POWER GRID CORP OF INDIA	350,000,000.00	390,273,800.00	
		POWER GRID CORP OF INDIA	450,000,000.00	464,015,250.00	
		POWER GRID CORP OF INDIA	300,000,000.00	310,770,000.00	
		POWER GRID CORP OF INDIA	200,000,000.00	207,509,400.00	
		POWER GRID CORPORATION	700,000,000.00	756,972,300.00	
		POWER GRID CORPORATION	200,000,000.00	225,020,600.00	

	小計	POWER GRID CORPORATION	300,000,000.00	335,017,500.00	
		POWER GRID CORPORATION	700,000,000.00	743,022,700.00	
		POWER GRID CORPORATION	100,000,000.00	110,402,300.00	
		PUNJAB NATL BK	600,000,000.00	604,692,600.00	
		STEEL AUTHORITY OF INDIA	550,000,000.00	528,295,900.00	
		銘柄数：38	19,255,000,000.00	20,256,905,711.00	
				(28,967,375,166)	
		組入時価比率：31.8%		33.5%	
合計			28,967,375,166	(28,967,375,166)	
社債券	インドルピー	AXIS BANK LTD	250,000,000.00	257,706,500.00	
		AXIS BANK LTD	1,050,000,000.00	1,131,755,100.00	
		AXIS BANK LTD	500,000,000.00	511,653,000.00	
		BAJAJ FINANCE LTD	400,000,000.00	398,377,200.00	
		BANK OF BARODA	250,000,000.00	254,725,000.00	
		CANARA BANK	300,000,000.00	287,282,100.00	
		FOOD CORP OF INDIA	459,000,000.00	489,800,277.00	
		FOOD CORP OF INDIA	400,000,000.00	426,240,000.00	
		FOOD CORP OF INDIA	550,000,000.00	607,081,750.00	
		FOOD CORP OF INDIA	500,000,000.00	526,794,500.00	
		HDFC	200,000,000.00	201,752,000.00	
		HDFC	350,000,000.00	358,850,520.00	
		HDFC	500,000,000.00	511,995,000.00	
		HDFC	250,000,000.00	249,196,750.00	
		HDFC BANK LTD	900,000,000.00	912,415,500.00	
		HDFC BANK LTD	1,800,000,000.00	1,886,160,600.00	
		HERO FINCORP LTD	130,000,000.00	131,994,800.00	
		ICICI BANK LTD	1,850,000,000.00	1,912,683,550.00	
		ICICI BANK LTD	200,000,000.00	218,718,200.00	
		ICICI BANK LTD	200,000,000.00	212,937,000.00	
		INLAND WATERWAYS AUTHORI	500,000,000.00	517,438,000.00	
		KOTAK MAHINDRA BANK	400,000,000.00	415,172,800.00	
		KOTAK MAHINDRA BANK	100,000,000.00	103,692,600.00	
		LIC HOUSING FINANCE LTD	500,000,000.00	505,286,500.00	
		LIC HOUSING FINANCE LTD	400,000,000.00	404,851,600.00	
		MUTHOOT FINANCE LTD	250,000,000.00	245,559,500.00	
		NATIONAL INSURANCE CO LT	100,000,000.00	103,813,200.00	
		ONGC PETRO-ADDITIONS LTD	300,000,000.00	302,907,000.00	
		PNB HOUSING FINANCE LTD	200,000,000.00	198,350,200.00	
		PNB HOUSING FINANCE LTD	600,000,000.00	595,032,000.00	
		POWER FINANCE CORP LTD	450,000,000.00	452,526,300.00	
		POWER FINANCE CORP LTD	300,000,000.00	318,809,100.00	

有価証券報告書（内国役員信託）

		POWER FINANCE CORP LTD	1,350,000,000.00	1,428,140,700.00	
		POWER FINANCE CORP LTD	600,000,000.00	655,401,000.00	
		RELIANCE INDUSTRIES LTD	250,000,000.00	256,247,250.00	
		RELIANCE INDUSTRIES LTD	1,950,000,000.00	1,957,107,750.00	
		RELIANCE INDUSTRIES LTD	200,000,000.00	201,301,800.00	
		RELIANCE INDUSTRIES LTD	1,100,000,000.00	1,193,852,000.00	
		RELIANCE INDUSTRIES LTD	450,000,000.00	480,395,250.00	
		RELIANCE JIO INFOCOMM	500,000,000.00	533,860,500.00	
		RELIANCE PORTS & TERMINA	200,000,000.00	194,538,000.00	
		RELIANCE PORTS & TERMINA	450,000,000.00	436,539,600.00	
		RELIANCE UTILITIES & POW	450,000,000.00	457,323,750.00	
		RURAL ELECTRIFIC	760,000,000.00	788,990,960.00	
		RURAL ELECTRIFICATION	600,000,000.00	608,491,200.00	
		RURAL ELECTRIFICATION	990,000,000.00	1,033,756,020.00	
		RURAL ELECTRIFICATION	450,000,000.00	472,814,550.00	
		RURAL ELECTRIFICATION	1,000,000,000.00	1,032,756,000.00	
		SHRIRAM TRANSPORT FIN	50,000,000.00	48,461,550.00	
		SHRIRAM TRANSPORT FIN	350,000,000.00	353,500,000.00	
		TATA STEEL LTD	200,000,000.00	317,212,640.00	
		YES BANK LTD	500,000,000.00	468,107,300.00	
	小計	銘柄数：52	27,539,000,000.00	28,570,355,967.00	
				(40,855,609,032)	
		組入時価比率：44.9%		47.2%	
	合計			40,855,609,032	
				(40,855,609,032)	
合計			86,568,219,997		
			(86,568,219,997)		

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村インド債券ファンド（毎月分配型）

2020年6月30日現在

I 資産総額	141,813,685,954円
II 負債総額	484,370,234円
III 純資産総額（I－II）	141,329,315,720円
IV 発行済口数	208,113,911,392口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6791円

野村インド債券ファンド（年2回決算型）

2020年6月30日現在

I 資産総額	12,659,670,616円
II 負債総額	57,713,076円
III 純資産総額（I－II）	12,601,957,540円
IV 発行済口数	12,265,647,679口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0274円

（参考）インド現地通貨建債券マザーファンド

2020年6月30日現在

I 資産総額	88,312,074,200円
II 負債総額	331円
III 純資産総額（I－II）	88,312,073,869円
IV 発行済口数	45,623,011,554口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9357円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券か

ら記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2020年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

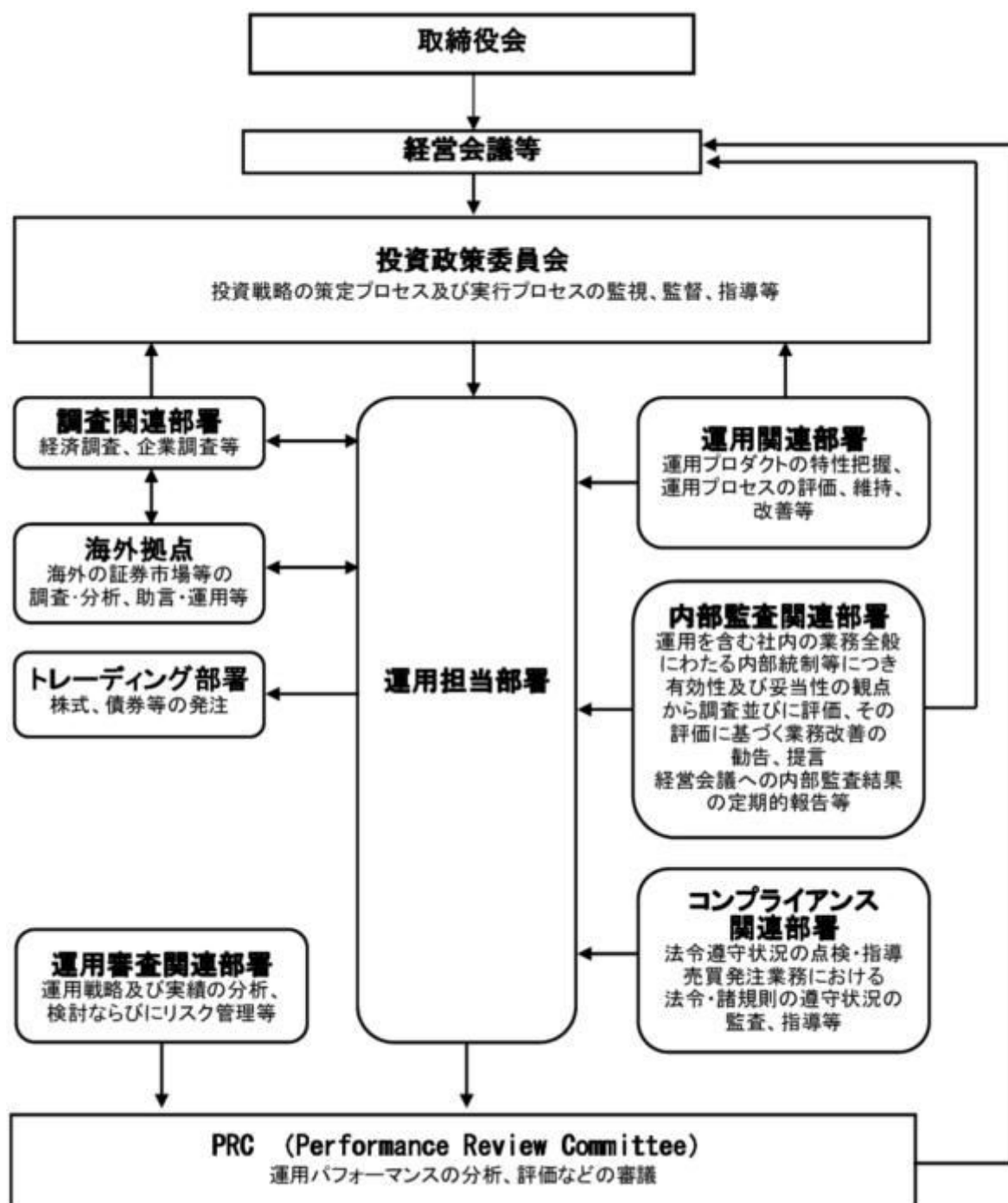
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年5月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,013	29,786,124
単位型株式投資信託	180	830,559
追加型公社債投資信託	14	5,466,210
単位型公社債投資信託	455	1,597,615
合計	1,662	37,680,509

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,562		2,626
金銭の信託			45,493		41,524
有価証券			19,900		24,399
前払費用			27		106
未収入金			500		522
未収委託者報酬			25,246		23,936
未収運用受託報酬			5,933		4,336
その他			269		71
貸倒引当金			△15		△14
流動資産計			98,917		97,509
固定資産					
有形固定資産			714		645
建物	※ 2	320		295	
器具備品	※ 2	393		349	
無形固定資産			6,438		5,894
ソフトウェア		6,437		5,893	
その他		0		0	

投資その他の資産			18,608		16,486
投資有価証券		1,562		1,437	
関係会社株式		12,631		10,171	
従業員長期貸付金		-		16	
長期差入保証金		235		329	
長期前払費用		22		19	
前払年金費用		2,001		1,545	
繰延税金資産		2,694		2,738	
その他		168		229	
貸倒引当金		-		△0	
投資損失引当金		△707		-	
固定資産計			25,761		23,026
資産合計			124,679		120,536

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			145		157
未払金			16,709		15,279
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		25		3	
未払手数料		7,724		6,948	
関係会社未払金		7,422		7,262	
その他未払金		1,535		1,063	
未払費用	※ 1		11,704		10,290
未払法人税等			1,560		1,564
前受収益			29		26
賞与引当金			3,792		3,985
その他			-		67
流動負債計			33,942		31,371
固定負債					
退職給付引当金			3,219		3,311
時効後支払損引当金			558		572
固定負債計			3,777		3,883
負債合計			37,720		35,254
(純資産の部)					
株主資本			86,924		85,270
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,014		54,360
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,329		53,675	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,723		29,069	
評価・換算差額等			33		10
その他有価証券評価差額金			33		10

純資産合計			86,958		85,281
負債・純資産合計			124,679		120,536

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		119,196	115,736
運用受託報酬		21,440	17,170
その他営業収益		355	340
営業収益計		140,992	133,247
営業費用			
支払手数料		42,675	39,435
広告宣伝費		1,210	1,006
公告費		0	-
調査費		30,082	26,833
調査費		5,998	5,696
委託調査費		24,083	21,136
委託計算費		1,311	1,342
営業雑経費		5,435	5,823
通信費		92	75
印刷費		970	958
協会費		86	92
諸経費		4,286	4,696
営業費用計		80,715	74,440
一般管理費			
給料		11,113	11,418
役員報酬		379	109
給料・手当		7,067	7,173
賞与		3,666	4,134
交際費		107	86
旅費交通費		514	391
租税公課		1,048	1,029
不動産賃借料		1,223	1,227
退職給付費用		1,474	1,486
固定資産減価償却費		2,835	2,348
諸経費		10,115	10,067
一般管理費計		28,433	28,055
営業利益		31,843	30,751

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
--	--	--	--

区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	6,538		4,936	
受取利息		0		0	
その他		424		309	
営業外収益計			6,964		5,246
営業外費用					
支払利息	※ 1	1		-	
金銭の信託運用損		489		230	
投資事業組合等評価損		-		146	
時効後支払損引当金繰入額		43		18	
為替差損		34		23	
その他		17		23	
営業外費用計			585		443
経常利益			38,222		35,555
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		21	
関係会社清算益	※ 3	29		-	
株式報酬受入益		85		59	
特別利益計			135		81
特別損失					
投資有価証券等評価損		938		119	
関係会社株式評価損		161		1,591	
固定資産除却損	※ 2	310		67	
投資損失引当金繰入額		707		-	
特別損失計			2,118		1,778
税引前当期純利益			36,239		33,858
法人税、住民税及び事業税			10,196		9,896
法人税等調整額			370		△34
当期純利益			25,672		23,996

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							△24,826	△24,826	△24,826

当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			△24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							△25,650	△25,650	△25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△1,653	△1,653	△1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			△25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△23	△23	△23
当期変動額合計	△23	△23	△1,676
当期末残高	10	10	85,281

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。								

5. 消費税等の会計処理方法 6. 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
---	--

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,296百万円

※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 736百万円	建物 761百万円
器具備品 3,106	器具備品 2,347
合計 3,842	合計 3,109

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円
※ 2. 固定資産除却損 器具備品 3百万円 ソフトウェア 307 合計 310	※ 2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソフトウェア 59 合計 67
※ 3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。	

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,826百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,820円

基準日 2018年3月31日

効力発生日 2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,650百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,980円

基準日 2019年3月31日
効力発生日 2019年6月28日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒

されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ます。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	△737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	△241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	△579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	△17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	△5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	△2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	△434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	△38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	△138
退職給付の支払額	△858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	△393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	△666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	△17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	△4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	△1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	△436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	△35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2019年3月31日)		当事業年度末 (2020年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,175	賞与引当金	1,235
退職給付引当金	998	退職給付引当金	1,026
関係会社株式評価減	51	関係会社株式評価減	762
投資有価証券評価減	708	投資有価証券評価減	462
未払事業税	288	未払事業税	285
時効後支払損引当金	172	時効後支払損引当金	177
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
ゴルフ会員権評価減	192	ゴルフ会員権評価減	167
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	148
未払社会保険料	82	未払社会保険料	97
その他	633	その他	219
繰延税金資産小計	4,625	繰延税金資産小計	4,754
評価性引当額	△1,295	評価性引当額	△1,532
繰延税金資産合計	3,329	繰延税金資産合計	3,222
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	15	その他有価証券評価差額金	4
前払年金費用	620	前払年金費用	478
繰延税金負債合計	635	繰延税金負債合計	483
繰延税金資産の純額	2,694	繰延税金資産の純額	2,738

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 (調整)	法定実効税率 (調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
タックスヘイブン税制	タックスヘイブン税制
外国税額控除	外国税額控除
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税
その他	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
31.0%	31.0%
0.1%	0.0%
△5.6%	△4.4%
2.6%	2.6%
△0.6%	△0.7%
0.3%	0.2%
1.3%	0.4%
29.1%	29.1%

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有)直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村證券株式 会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (*1)	31,378	未払手 数 料	5,536
							コマーシャ ル・ペー パーの購入 (*2)	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受 取利息	0	その他営業 外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,882円89銭	1株当たり純資産額	16,557円31銭
1株当たり当期純利益	4,984円30銭	1株当たり当期純利益	4,658円88銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,672百万円	損益計算書上の当期純利益	23,996百万円
普通株式に係る当期純利益	25,672百万円	普通株式に係る当期純利益	23,996百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*2020年5月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
藍澤證券株式会社	8,000百万円	
a u カブコム証券株式会社	7,196百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	
O K B 証券株式会社	1,500百万円	
岡地証券株式会社	1,500百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
きらぼしライフデザイン証券株式会 社 ^{※2}	3,000百万円 ^{**}	
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	
ごうぎん証券株式会社	3,000百万円	
七十七証券株式会社	3,000百万円	
大熊本証券株式会社	343百万円	
第四北越証券株式会社	600百万円	
ちばぎん証券株式会社	4,374百万円	

中銀証券株式会社	2,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
とうほう証券株式会社	3,000百万円	
西日本シティ T T 証券株式会社	3,000百万円	
八十二証券株式会社	3,000百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
ひろぎん証券株式会社	5,000百万円	
F F G 証券株式会社	3,000百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
丸近証券株式会社	200百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社愛知銀行	18,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000百万円	
株式会社阿波銀行	23,452百万円	
株式会社岩手銀行	12,089百万円	
株式会社大垣共立銀行	46,773百万円	
株式会社神奈川銀行	5,191百万円	
株式会社関西みらい銀行	38,971百万円	
株式会社北日本銀行	7,761百万円	
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	
株式会社きらやか銀行	22,700百万円	
株式会社群馬銀行	48,652百万円	
株式会社京葉銀行	49,759百万円	
株式会社山陰合同銀行	20,705百万円	
株式会社滋賀銀行	33,076百万円	
株式会社静岡銀行	90,845百万円	
株式会社静岡中央銀行	2,000百万円	
株式会社清水銀行	8,670百万円	
株式会社仙台銀行	22,485百万円	
株式会社第三銀行	37,461百万円	
株式会社第四銀行	32,776百万円	
株式会社千葉銀行	145,069百万円	
株式会社筑波銀行	48,868百万円	
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社福井銀行	17,965百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社福岡中央銀行	2,500百万円	
株式会社北陸銀行	140,409百万円	
株式会社北海道銀行	93,524百万円	

株式会社三重銀行	15,295百万円	
株式会社みなと銀行	39,984百万円	
株式会社宮崎太陽銀行	12,252百万円	
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円	
株式会社きらぼし銀行	43,734百万円	
株式会社山梨中央銀行	15,400百万円	
株式会社琉球銀行	56,967百万円	
朝日信用金庫	20,232百万円 ^{※1}	信用金庫法に基づき信用金庫の事業を営んでいます。
岡崎信用金庫	3,096百万円 ^{※1}	
広島信用金庫	3,604百万円 ^{※1}	

※2020年5月末現在

※※2020年8月4日現在

※1朝日信用金庫、岡崎信用金庫および広島信用金庫の資本金の額の箇所には出資の総額を記載しております。

※2きらぼしライフデザイン証券株式会社は、2020年8月17日より募集・販売等の事務を開始します。

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

委託会社は、丸近証券株式会社の株式の10.9%を保有しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年11月22日	臨時報告書
2020年 2月 6日	有価証券届出書
2020年 2月 6日	有価証券報告書
2020年 2月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井純子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村インド債券ファンド（毎月分配型）の2019年11月14日から2020年5月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村インド債券ファンド（毎月分配型）の2020年5月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井純子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村インド債券ファンド（年2回決算型）の2019年11月14日から2020年5月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村インド債券ファンド（年2回決算型）の2020年5月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。